

地域主権研究の背景

- ① 新政権の地域主権の取組み
- ② 少子高齢化・人口減少社会の到来
- ③ 拡大する国・地方の財源不足額
- ④ 新たな行政ニーズ等の動き

地域主権研究の背景① 新政権の地域主権の取組み

政策企画総室

1 新たな地方分権の動き

新政権が発足して、市町村を重視した地方分権を推進して、地域主権型国家へ転換することを強く打ち出した。

〔マニフェスト等の主な内容〕

- 地域主権国家の母体は基礎的自治体とし、基礎的自治体が担えない事務事業は広域自治体が担い、広域自治体が担えない事務事業は国が担う、「補完性の原理」に基づき改革。
- 基礎的自治体には、対応可能なすべての事務事業の権限と財源を、国および都道府県から大幅に移譲。
- 国と地方の二重行政を排し、地方にできることは地方に委ねる。国の出先機関の原則廃止。
- 当面の5～10年間は地域主権国家の礎を築く期間とする。
- 国から地方への「ひもつき補助金」を廃止し、地方が自由に使える「一括交付金」として交付。義務教育・社会保障の必要額は確保。
- 法律や政省令のうち住民の生活に密接に関係するものは、法律や政省令の規定を廃止する、もしくは地方の条例で変更できる旨や条例に委ねる旨の規定を法律や政省令に設ける。
- 国と地方の協議を法制化し、地方の声、現場の声を聞きながら国と地方の役割の見直しなどの地方分権施策を推進
- 自治体間格差を是正し、地方財政を充実させるため、地方交付税制度と一括交付金の統合も含めた検討を行い、財政調整と財源保障の機能を一層強化した新たな制度を創設。

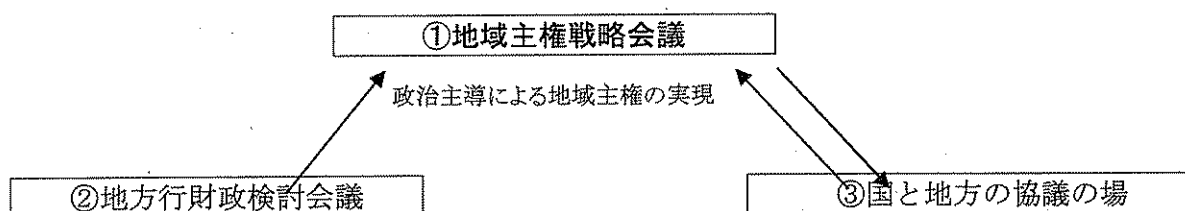
2 改革の工程表

平成21年12月に開催された鳩山首相を議長とする「地域主権戦略会議」で、地域主権戦略の工程表が示された。

〔工程表に示された内容項目〕

- <規制関連>
 - 法令による自治体への義務付け・枠付けの見直し（H22.3及びH22年度中法案化）
 - 基礎自治体への権限移譲（H22年度中法案化）
- <予算関連>
 - ひもつき補助金の廃止と一括交付金化（H23.4施行）
 - 地方税財源の充実確保
 - 直轄事業負担金の廃止（H22～維持管理負担金を廃止）
 - 緑の分権改革の推進（市町村のクリーンエネルギー調査等 モデル事業化）
- <法制関係>
 - 地方政府基本法の制定（「地方行財政検討会議」で地方自治法の抜本見直しを検討。）
 - 自治体間連携
 - 出先機関改革（行政刷新会議と役割調整しながら進行）
 - 国と地方の協議の場の法制化（H22.4～施行）

3 国における地域主権の推進体制



自治法改正、自治体間連携に係る具体的な検討
(自治体の組織運営、首長と議会の関係など)

国と地方の間で相互に提案・意見
(地方分権・税財源など)

地域主権研究の背景② 少子高齢化・人口減少社会の到来

政策企画総室

① 全 国

**日本社会は、人口減少社会に突入。今後、20年以内に一千万人以上の人口が減少
75歳以上の後期老年人口が1.5倍に増加。人口構成は急速に高齢化**

20年後の2030年の全国の総人口は、少子高齢化を反映して、1億1千5百万人余と、平成17年に比較して1千2百万人、約10%減少する見込みとなっている。

- ◆年少人口は643万人減少し構成割合は4%低下、生産年齢人口も1700万人減少して構成割合は約7%低下の見込み。
- ◆老年人口は1090万人増加し構成割合は12%程度増加、後期老年人口も1100万人増加して構成割合は10%程度増加する見込み。

世帯数については、5年後の2015年までは増加基調で、以後は減少に転じる見込み。

- ◆65歳以上の高齢世帯数の割合が約10%増加 2005年(27.3%) ⇒ 2025年(37.1%)
- ◆高齢単独世帯数の割合が約6%増加 2005年(7.9%) ⇒ 2025年(13.7%)

② 鳥 取 県

**人口の高齢化が全国平均より5年程度先行して進行
近い将来 10世帯中4世帯が65歳以上の高齢世帯 その約1/3は独居世帯**

20年後の2030年の鳥取県の総人口は、少子高齢化や生産年齢人口の県外流出による社会減などで51.8万人と、平成17年に比較して9万人、約15%減少する見込みとなっている。

- ◆年少人口は3万人減少し構成割合は約3%低下、生産年齢人口も8.8万人減少して構成割合は約6%低下の見込み。
- ◆老年人口は3万人増加し構成割合は10%程度増加、後期老年人口も3.5万人増加して構成割合は9%程度増加する見込み。

世帯数については、5年後の2010年までは増加し、2015年以降減少に転じる見込み。

- ◆65歳以上の高齢世帯数の割合が約8%増加 2005年(32.2%) ⇒ 2025年(40.4%)
- ◆高齢単独世帯数の割合が約6%増加 2005年(8.7%) ⇒ 2025年(14.4%)

【人 口】

(単位:千人、%)

区 分	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	平成42年 (2030)	
全 国	総人口	127,768	127,176	125,430	122,735	119,270	115,224
	H17を100とした指数	100.0	99.5	98.2	96.1	93.3	90.2
	年少人口(0~14歳)	13.8	13.0	11.8	10.8	10.0	9.7
	生産年齢人口(15~64歳)	17,585	16,479	14,841	13,201	11,956	11,150
	老年人口(65歳以上)	66.1	63.9	61.2	60.0	59.5	58.5
	84,422	81,285	76,807	73,635	70,960	67,404	
鳥 取 県	総人口	607	596	580	561	540	518
	H17を100とした指数	100.0	98.2	95.6	92.4	89.0	85.3
	年少人口(0~14歳)	14.0	13.1	12.4	11.6	10.9	10.6
	生産年齢人口(15~64歳)	85	78	72	65	59	55
	老年人口(65歳以上)	61.9	60.9	58.6	56.9	56.1	55.6
	376	363	340	319	303	288	
(再掲)	後期老年人口(75歳以上)	24.1	25.8	29.1	31.6	33.1	34.0
	146	154	169	177	179	176	
	12.4	14.4	15.5	16.8	19.3	21.2	
	75	86	90	94	104	110	

(注)「総人口欄」の下段は、平成17年の総人口を100とした場合の各年の指数。「年少人口欄」~「後期老年人口欄」の上段は、総人口に対する割合。
〔資料出典〕 国立社会保障・人口問題研究所 「日本の都道府県別将来推計人口」(平成19年5月推計) より

【世 帯 数】

(単位:千世帯、%)

区 分	平成17年 (2005)	平成22年 (2010)	平成27年 (2015)	平成32年 (2020)	平成37年 (2025)	
全 国	一般世帯総数	49,040	50,139	50,476	50,270	49,643
	うち高齢世帯数(65歳以上)	27.3	30.7	34.9	36.7	37.1
	13,376	15,406	17,616	18,471	18,426	
鳥 取 県	うち高齢単独世帯数	7.9	9.4	11.2	12.6	13.7
	3,861	4,709	5,664	6,354	6,801	
	一般世帯総数	208	211	211	210	208
鳥 取 県	うち高齢世帯数(65歳以上)	32.2	33.6	37.4	39.5	40.4
	67	71	79	83	84	
	うち高齢単独世帯数	8.7	10.0	11.8	12.9	14.4
	18	21	25	27	30	

上段:総世帯数に対する割合。

〔資料出典〕 国立社会保障・人口問題研究所 「日本の世帯数の将来推計」 都道府県(平成17(2005)年8月推計)

地域主権研究の背景③ 拡大する国・地方の財源不足額

政策企画総室

1 国・地方の債務残高

- バブル経済の崩壊後、国・地方を通じて、公共投資を中心とした景気対策が実施され、国債や地方債を大量発行
- 一昨年来の世界的景気後退に伴い、国・地方を通じて大幅に税収が減少し財源不足が拡大
- 景気対策や歳入不足を補てんするために、赤字国債や臨時財政対策債を増発した結果、国・地方を合わせた債務残高は大幅に増大 (H21年度末; 825兆円程度、GDP比17.4%)

2 最近の動向

- 平成16～18年度に実施された「三位一体改革」によって、地方交付税（臨時財政対策債を含む）が5.1兆円と大幅に削減され、それ以降、一般財源総額は抑制基調が継続し、地方の地域間格差の拡大の原因となっている。
- 人件費は定員削減や独自の給与カットにより抑制基調にあるものの、生活保護などの扶助費は年々増加傾向にあるなど、少子高齢化等の進展に伴い、義務的経費は増嵩。

3 社会保障関係費の状況

- 地方の財政サービスの中でも、社会保障関係費は、今後も増加の一途
- 地方の社会保障関係費は、現金給付から人的・物的サービスの提供まで、幅広く多様
- 地方が実施している経費の中には、制度化されていなくても地域の実情に迫られて、既に全国的にサービスが提供され、ナショナルスタンダード化したものが多い。

<社会保障関係費の将来推計>

区 分		H21		H24
社会保障 (義務分)	法令等に基づく義務的経費 国民健康保険、後期高齢者医療、介護給付費、児童手当、生活保護費ほか	11.6 兆円	➔	12.8 兆円
社会保障 (義務除き)	国補助により全国的に推進されている経費 救急運営費、特定疾患、介護予防、障害者施設運営費、放課後児童クラブ、母子家庭支援ほか	1.1 兆円		1.3 兆円
	地方が共通の住民ニーズにより実施している経費 乳幼児・重度心身障害児・母子家庭等医療費助成、病院会計繰出金、老人福祉施設運営費、小規模授産所運営費、保育所運営費、児童相談所活動費ほか	4.5 兆円		5.1 兆円
計		17.2兆円		19.2兆円

以上 H21.7 全国知事会「住民サービス確保のための地方消費税引き上げに向けた提言」より抜粋。

4 鳥取県の状況

- 三位一体改革期間(H16～18)を含む、平成12年度から平成20年度の間決算状況。
- 公共事業の減少等によって、決算規模が大きく縮減。
(県分)⑫5000億円 ⇒ ⑳3500億円程度 (市町村分)⑫3200億円 ⇒ ⑳2700億円程度
- 公債費や扶助費(市町村)などの義務的経費の歳出割合が高まるなか、標準財政規模(地方税+地方交付税+臨時財政対策債等)は縮小傾向にあり、一般財源を巡る財政状況は厳しい状況。(義務的経費の割合: 県・市町村) ⑫34%程度 ⇒ ⑳45%程度
- 地方の財源不足対策として、H13年度から導入された赤字地方債、臨時財政対策債が年々累増。特に、H20年度末の県分の発行残高は標準財政規模に匹敵する額に到達。
- H16～18の三位一体改革の影響など厳しい財政状況を反映して、基金(特に財政調整型基金)が大きく減少。

◆国及び地方の長期債務残高

(単位:兆円)

	H7年度末	H8年度末	H12年度末	H20年度末	H21年度末	H22年度末
国	285	310	464	573	627	663
地方	125	139	181	197	198	200
国・地方計	410	449	646	770	825	863
対GDP比	83%	88%	128%	156%	174%	181%

H21、H22年度末は見込み。

◆鳥取県の決算概要 (H12～H20年度の傾向分析)

区分	鳥取県	県内市町村	
主な歳入	地方税	H19年に税源移譲(所得税→住民税)があったが、法人関係税収の減収により減少傾向 600億円⇒550億円 (△50億円)	H19年税源移譲による増加 (所得税→住民税) 693億円⇒714億円 (+21億円)
	地方交付税	三位一体改革及び臨時財政対策債の発行に伴い減少。 1,725億円⇒1,315億円 (△410億円)	975億円⇒870億円 (△105億円)
	国・県支出金	三位一体改革の国庫補助負担金見直しに等により減少傾向 950億円⇒550億円 (△400億円)	474億円⇒443億円 (△30億円)
	地方債 うち臨時債	建設地方債は減少し、臨時財政対策債が増加傾向。 635億円⇒523億円 (△112億円) 0億円⇒218億円 (+218億円)	434億円⇒210億円 (△224億円) 0億円⇒68億円 (+68億円)
	計	地方交付税、国・県支出金及び地方債発行等の減少による規模縮小 4,967億円⇒3,485億円(△1,482億円)	3,260億円⇒2,720億円 (△540億円)
	主な歳出	人件費	厳格な定員管理の実施と独自の給与削減による減少傾向 1,043億円⇒934億円 (△109億円)
扶助費		市町村合併による市部の拡大に伴う生活保護費の県分の減、市分の増等による増減。 116億円⇒60億円 (△56億円)	197億円⇒314億円 (+117億円)
公債費		臨時財政対策債の償還増等により通増傾向 521億円⇒580億円 (+59億円)	392億円⇒432億円 (+40億円)
普通建設事業費		公共事業の減少 1,677億円⇒707億円 (△970億円)	751億円⇒225億円 (△526億円)
計		公共事業の減少及び歳入の減少による規模縮小 4,824億円⇒3,369億円(△1,455億円)	3,180億円⇒2,607億円 (△573億円)
実質的地方交付税額 (地方交付税+臨時債)	地方財政計画の総額抑制により減少基調で推移 1,725億円⇒1,533億円 (△192億円)	975億円⇒939億円 (△36億円)	
地方債残高 うち臨時財政対策債	建設地方債の残高は減少、臨時財政対策債の累増により増加傾向 5,221億円⇒6,267億円(+1,046億円) 0億円⇒1,721億円(+1,721億円)	3,570億円⇒3,537億円 (△33億円) 0億円⇒660億円 (+660億円)	
基金残高 うち財政調整型基金	三位一体改革に伴う地方交付税の大幅削減など、厳しい財政状況を反映した取崩しによる。 1,123億円⇒872億円 (△252億円) 587億円⇒295億円 (△292億円)	591億円⇒458億円 (△133億円) 266億円⇒183億円 (△83億円)	

地域主権研究の背景④ 新たな行政ニーズ等の動き

政策企画総室

地方では、少子高齢化の進展、過疎中山間問題の深刻化、地方財政の逼迫などを背景に、新たな行政ニーズや官民連携の動きなどが生まれている。

①住民乗り合わせ「共助交通システム」の試験運行（鳥取県・南部町）

中山間地域など公共交通の利便性が低い地域の高齢者等を対象として、県と南部町が連携し、共助交通システムの構築に向けて試験運行を実施。



南部町の地域振興協議会が中心となって、山間集落と町の中心部との交通手段として、レンタカーやマイカーを乗合い車両として活用するシステム構築を検証。

②増える身寄りのない高齢者葬儀（H21.11.27 日本海新聞／八頭町）

少子高齢化が進展し、身寄りのない独り暮らしの高齢者の葬儀のあり方がクローズアップされている。八頭町の70代女性が闘病先の病院で逝去。生前は身寄りもなく、民生委員や友人らの支援を受けて独り暮らし。



町役場が、福祉事務所、民生委員、自治会、友人らに協力を要請し、地域の集会所で「友人葬」を営んだ。独居高齢者の見守りだけでなく、死後の支援も行政の役割の一つになってきた。

③住民と町とが力を合わせ「町道を修繕」（三朝町）

三朝温泉街のブロック舗装が陥没し、観光客や住民の歩行に支障。



住民が自らの手で修繕することを町によびかけ、住民10名と技術指導に当たる町職員によって半日かかりで修繕作業を完了。

町では、厳しい財政状況のなかで、こうした住民と町との協働による取り組みが行われていくことに期待。（広報みささ）

④地域医療サービスの充実（岩美町・岩美病院）

- ・地域に出向く「すこやか教室」の開催
医師、臨床心理士、歯科衛生士、理学療法士などの専門スタッフが地域の集まり等に出向き、健康講座や健康相談を実施。
- ・診療体制の充実
勤労世帯に配慮して小児科の受付時間を18時まで延長。生活習慣病の予防のため、毎日午後、専属医師が特定健診を実施。通院できない患者宅で訪問リハビリを実施
- ・看護師の人材確保のために、月額5万円の奨学金制度を創設。

⑤要介護状態 予防対策助成（大山町）

高齢者が要介護状態とならず、健康的でいきいきとした生活が営めるよう、集落やグループ、ボランティア団体が自主的に行う福祉活動を補助する。

集落・グループ活動 @5000円 × 年5回以内

ボランティア団体 1回につき @5000円

住民乗り合わせ共助交通システム

南部で試験運行開始

鳥取県 状況調査

鳥取県は30日、公共地域で住民同士がマイ交通の便が悪い中山間カーを乗り合わせる



共助交通システムを利用する38年(右) 30日、南部町内の西伯河原

「共助交通システム」の試験運行を南部町でスタートした。期間は12月26日まで。本格運行に向け利用状況の調査を進める。

県が今年6月、米子、高鼻、南部町、町内の住民自治組織・南といはく地域振興協議会と共にプロジェクトチームを設置し、日南町に接する同町東長田地区をモデル地区に選定。数集落は最寄りバス停まで2、3分と離れており、高齢者にとって交通の便が悪かった。共助システムは、ドライバー登録した住民が交通手段を持たない高齢者を町内の病院やスーパーに送迎。同地域振興協が両者のマッ

チンク役を務める。午前8時から午後5時まで利用でき無料。車はリースする。ドライバーの住民は送迎できる曜日と時間帯を事前に同地域振興協に登録。利用者は利用日の

3日前までに予約する。

この日利用した同町三軒の農業者、遠藤豊さん(88)夫婦は「病院までは息子に送ってもらえるが、帰りはどうしてもタクシーやバスに頼らないといけない。ありがたいと話した。プロジェクトチームは今後エリアを拡大しながら利用状況を調査していく。

増える身寄りのない高齢者葬儀

地域で見送る「友人葬」

少子高齢化社会が進展し、身寄りのない独り暮らしの高齢者の葬儀のあり方がクローズアップされてきた。人間関係の希薄化や経済的理由等によって、通夜・告別式などは行わず、自宅や病院から直接火葬場に運ぶ

八頭町内

「直葬」も多い。そんな中、地域住民と行政が連携し、「友人葬」として旅立ちを見送る葬儀が八頭町内で行われた。関係者らは「地域力で実現できた一つの理想形」と見ている。

(本社・植田紀子)

◇時代の流れ◇

「直葬」は時代の流れ。独り暮らしの高齢者が増え、県東部ではまだ全体の5%ほどだが、それでも年々増加している」と県東部の葬儀業者は話す。近所付き合いもな

◇地域の連帯感◇

今年9月、八頭町在住の70代女性が闘病先の病院で亡くなった。生前はこれといった身寄りもなく、民生委員や友人らの支援を受け



課題多く行政支援不可欠

て独り暮らしを続け、亡くなる1カ月前に入院してからも地域の温かい励ましの中で闘病を続けていた。身内による葬儀は困難な状況だったため、町役場は福祉事務所や民生委員、自治会、友人らに協力を要請し、地域の集会所で「友人葬」を営んだ。

住民と行政が連携し、女性が長年暮らし、地域で最期を見送るといふ、現在では珍しいケース。葬儀委員長を務めた町民生児童委員協議会副会長の沖田清人さん(78)は「いざという時に助け合う地域の連帯感があったからこそできた。多くの人がお別れに集まり、温かい葬儀ができた」と喜ぶ。

◇行政の役割◇

今は個人情報保護の下、近所の人たちが親族を授けたり、葬儀の連絡を取り合うことも困難になってきたといふ。葬儀費用や医療費の支払い、死後の手続きや財産管理処分など法的な問題も多く、「行政や法テラスと相談しながら対応を進めたが、葬儀よりも事後処

理が大変だった」と沖田さん。独居高齢者の葬儀には、成年後見制度をさらに普及させるなどの課題が残り、行政支援は欠かせない。身元不明者や身寄りのない人の埋葬・火葬は、墓地埋葬法などにより市町村に責任が課せられているが、死者への配慮をどこまでするかは自治体の裁量に任されている。

八頭町福祉環境課の田中裕之課長補佐は「当初は身寄りも分からず直葬も想定したが、地域の人たちのおかげで立派な葬儀ができた」と感謝し、「独居高齢者の見守りだけでなく、死後の支援も重要な行政の役割の一つになってきた。過疎が進む中山間地域で今回のケースは、一つの参考事例になるのではないかと話している。